平成２０年（フ）第２８８号
北海道檜山郡江差町字南が丘７番地の277
破産者　小路　　隆
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第１１０２号
熊本県下益城郡城南町大字下宮地1118番地２、住民票上の住所熊本県下益城郡城南町大字隈庄332番地７
破産者　下園　隆治
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３９８号
熊本市新大江１丁目４番１号
破産者　大津恵一郎
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第６９５２号
大阪市大正区千島２丁目４番３―1053号
破産者　山崎　　正
1　破産債権の届出期間　平成22年３月８日まで
2　一般調査期日　平成22年４月12日午後４時
平成22年２月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８号
長野市平林２丁目18番36―202号
破産者　宮澤　　聡
1　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
2　一般調査期日　平成22年５月17日午前11時30分
平成22年２月８日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
福岡市西区大字元岡2688番地
破産者　浜地　直成
1　破産債権の届出期間　平成22年３月12日まで
2　一般調査期日　平成22年３月26日午前10時10分
平成22年２月４日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１４号
北海道旭川市新富２条２丁目３番１号
破産者　樋口　昭夫
1　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
2　一般調査期日　平成22年４月８日午後２時10分
平成22年２月８日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１１号
岡山県赤磐市神田881番地
破産者　池本畜産有限会社
1　破産債権の届出期間　平成22年４月９日まで
2　一般調査期日　平成22年５月７日午前11時
平成22年２月８日
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の特別調査期間

平成１９年（フ）第１５９号
宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓78番地６
破産者　株式会社崎園産業
特別調査期間　平成22年２月22日から平成22年３月１日まで
平成22年２月８日　宮崎地方裁判所都城支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１４２３号
福岡市西区大字羽根戸池ノ下793―１
破産者　株式会社ミナガワ建設
1　期日　平成22年３月18日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５５７号
大津市木下町18番８号
破産者　株式会社タマキコーポレーション
1　期日　平成22年５月19日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月８日　　大津地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第８３４号
埼玉県深谷市上野台3045番地６　小内コーポ１棟202号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡都農町大字川北16350番地
破産者　土工　信雄
1　期日　平成22年３月19日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年２月８日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第６７号
山口県宇部市北小羽山町２丁目５番４―101号
破産者　古藤　勝朗
異議申述期間　平成22年３月９日まで
平成22年２月８日　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第２５７号
福岡県筑紫野市原田３丁目５番地２
破産者　井上　　隆
異議申述期間　平成22年３月29日まで
平成22年２月８日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第２９４号
青森県八戸市大字妙字油久保19番地10久保住宅２
破産者　大髙　健一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１１５号
東京都港区虎ノ門２丁目２番５号
清算株式会社　株式会社アゼックスコーポレーション
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第６号
福岡市中央区地行１丁目４番６号
清算株式会社　アーサーヒューマネット株式会社
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第１３号
大分県別府市石垣東２丁目８番21号
清算株式会社　つたや商事株式会社
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２号
山梨県大月市富浜町鳥沢3458番地
清算株式会社　株式会社大庫
代表清算人　中井　慎治
1　決定年月日　平成22年２月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者キグナス石油株式会社を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、各協定債権者が提出した債権届出書記載の元金額（以下「基準債権額」という。ただし、債権届後、清算株式会社以外が所有する不動産に対する抵当権の実行により元金を回収した場合は、届出書記載の元金額からその分を控除した残額を基準債権額とする。）の10.2102％（ただし、小数点以下の端数は切り捨てる）の金員を弁済する。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。なお本項による免除は、清算株式会社に対してのみ効力を有し、債権者が有する担保権、清算株式会社の保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。